

令和5年度石岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(令和5年6月29日石岡市告示第604号)

(趣旨)

第1条 この告示は、燃料価格の高騰による燃料コストの上昇等の影響により、社会インフラとして重要な一般貨物自動車運送事業者の負担の軽減及び経営安定に資するため、市内で一般貨物自動車運送事業を営む者に対し、予算の範囲内において石岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、当該支援金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者及び個人事業者をいう。
- (3) 事業用普通貨物自動車 道路運送車両法（昭和26年法律185号）第3条に規定する普通自動車のうち、同法第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の自家用又は事業用の別の記載が事業用であるものであって、かつ、貨物自動車運送事業の用に供するものをいう。
- (4) 事業用小型貨物自動車 道路運送車両法第3条に規定する小型自動車のうち、自動車検査証の自家用又は事業用の別の記載が事業用であるものであって、かつ、貨物自動車運送事業の用に供するものをいう。
- (5) 支援対象車両 支援金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）が令和5年5月31日時点において使用している事業用普通貨物自動車又は事業用小型貨物自動車であって、自動車検査証における使用の本拠の位置が石岡市内であり、かつ有効期間の満了する日が令和5年5月31日以後であるものをいう。ただし、寝台車及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第2号に規定する被けん引車は除くものとする。

(支援金の交付対象)

第3条 対象事業者は、一般貨物自動車運送事業を営む者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、霊きゅう運送事業を営む者は除く。

- (1) 市内に本社又は事業所（資材置き場その他の従業員等が常時滞在していないものを除く。）を置く中小企業者等であること。
- (2) 第5条に定める支援金の申請時において、市内で事業を営み、かつ、事業を継続していく意思があること。
- (3) 市税を滞納していないこと（申請年度及び申請年度の前年度に石岡市以外の市区町村民税の賦課があった場合には、当該税を含めて滞納していないこと。）。
- (4) 石岡市暴力団排除条例（平成23年石岡市条例第17号）第2条第1号、第2号及び第3号の規定に該当しない者
（支援金の額）

第4条 支援金の額は、予算の範囲内において交付するものとし、次の各号に掲げる支援対象車両の区分に応じ、当該各号に定める額に、当該区分に該当する支援対象車両の台数を乗じて得た額を合算した額とする。

- (1) 事業用普通貨物自動車（けん引車を含む。） 1台あたり15,000円
- (2) 事業用小型貨物自動車 1台あたり5,000円
（交付の申請及び実績報告）

第5条 支援金の交付を受けようとする対象事業者（以下「申請者」という。）が支援金の交付を受けるときは、石岡市貨物運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請時チェックリスト
- (2) 石岡市貨物運送事業者燃料価格高騰対策支援金申告書・誓約書
- (3) 一般貨物自動車運送事業の許可書の写し
- (4) 支援対象車両の自動車検査証の写し及び支援対象車両の分かる一覧
- (5) 市税に未納がないことを証明する書類（事業者（法人及び事業を行う個人）が他市区町村の場合や申請年度及び申請年度の前年度に石岡市以外の市区町村民税の賦課があった場合には、当該税の完納証明書）
- (6) 申請者のうち、事業を行う個人が他市区町村居住の場合は住民票の写し
- (7) 申請者名義の金融機関の預金通帳の写しその他支援金の振込先を明らかにすることができる書類

(8) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請及び実績報告の提出期限は、令和5年10月31日までとする。

3 支援金の交付は、1事業者1回とする。

(交付の確定)

第6条 市長は、前条第1項の申請及び実績報告があった場合は、当該申請及び実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により内容が適正であるかを調査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援金の交付の確定をするものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、支援金の交付の確定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 支援金の交付の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、支援金の全部を返納又は返還しなければならないこと。

(2) その他市長が必要と認める条件

(交付の確定の通知)

第8条 市長は、支援金の交付又は不交付を確定したときは、速やかに、その確定の内容及びこれに付した条件を貨物運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の確定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の確定の全部を取り消すものとする。

(1) 偽りの申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付の確定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

(4) 特に市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、貨物運送事業者燃料価格高騰対策支援金返納・返還命令通知書（様式第3号）により、期限を定めて、その返納

又は返還を命ずるものとする。

(理由の提示)

第10条 市長は、支援金の交付の確定の取消しをするときは、申請者に対し、その理由を示すものとする。

(報告及び調査)

第11条 市長がこの告示に基づく支援金の交付に関し、報告を求め、又は支援金の交付に関する帳簿、書類等を調査する場合は、申請者はこれに協力しなければならない。

(関係書類の保管等)

第12条 支援金の交付を受けた申請者は、支援金の交付に係る関係書類を整備し、支援金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

石岡市長 宛

運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書

令和5年度石岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	法人の名称 (個人の場合は屋号)	フリガナ											
	法人代表者の役職・氏名 (個人の場合は氏名)												
	本店の所在地 (個人の場合は住所)												
	法人番号 (個人の場合は記載不要)												
	連絡先電話番号	— —											
	市内事業所の所在地 (複数の場合は1つ記載で可)	〒 石岡市											
	資本金・出資金	円											
	従業員数（常勤）	人											

対象車両	□一般貨物自動車運送事業（緑ナンバーのみ）						
	普通車	15,000円	×	台	=	A	円
	けん引車	15,000円		台		B	円
	小型車	5,000円		台		C	円
申請額及び実績額	金 円 (A+B+C)						

<支援金振込先>

※ 申請者と口座名義は同一にしてください。（法人の場合は、法人名義又は代表者名義）

金融機関名	本・支店名	分類	口座番号（右詰めで記入）						
1 銀行 2 金庫 3 信組 4 農協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座							
金融機関コード	支店コード								
フリガナ									
口座名義									

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

貨物運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付確定通知書

年 月 日付で交付申請及び実績報告のあった支援金の交付については、令和5年度石岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 確定の区分 交付 不交付

2 支援金交付確定額 金 円

3 交付条件

(1) 支援金の交付の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは、支援金の全部を返納又は返還しなければならないこと。

(2) その他市長が必要と認める条件

4 不交付理由

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

石岡市長 印

運送事業者燃料価格高騰対策支援金返納・返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付確定した支援金について、令和5年度石岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

- 1 返納・返還すべき金額 金 円
- 2 返納・返還期限 年 月 日
- 3 返納・返還方法 別紙返納通知書による。
- 4 支援金の名称 令和5年度石岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金

交付確定通知	年 月 日付け通知（ 第 号）
支援金交付確定額	円
支援金の既交付額	円
返納・返還事由	